

4問 民事裁判情報には、商品名等の固有名詞、勤務先や役職等、公知の事実と組み合わせるなどして個人を識別できる情報が含まれ得ると考えるが、このような情報は仮名処理に当たりどのように取り扱われるのか、法務当局に問う。

- 本制度においては、指定法人は、民事裁判情報について、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないようにするために必要なものとして法務省令で定める基準に従い、加工しなければならないものとしている。
- 委員御指摘のとおり、仮名処理を行っても、他の情報と組み合わせることによって個人を識別することができる場合もあり得るため、このような基準を超えた処理を行うべき個別の事情がある場合には、指定法人が追加的な仮名処理を行うこととしている。
- この場合に、どの情報に仮名処理を要するかということは、当該事案の関係者が最もよく知る事柄であると考えられることから、本制度においては、追加的な仮名処理は、訴訟関係者等の申出に応じて行うこととしている。
- この申出の処理に関する事項は、指定法人の業務規程の必要的記載事項とされた上で、法務大臣が認可することとなるが、有識者検討会(民事判決情報データベース化検討会)では、
 - ・ 民事裁判情報が利用者に提供される前の段階においても、訴訟関係者等による追加的な仮名処理の申出を受け付けることが考えられる
 - ・ そのために指定法人が行う第一次的な仮名処理の基準を公開することが考えられる

などと指摘されている。

- 法務省としては、有識者検討会における議論も参考にしながら、訴訟関係者の権利利益に対する適切な配慮が行われるよう、業務規程の認可等を通じて、適切に対応してまいりたい。

(参考) 苦情の申出の時点に関する有識者検討会における議論 (民事判決情報データベース化検討会報告書第5・5(2)ウ及び(3)ウ [43・44ページ])

(2) 仮名処理に関する事後的な措置について

ウ 個別の事情に応じて第一次的な処理の基準を超える仮名処理を求める申出は、情報管理機関が仮名処理済みの民事裁判情報を利用者に提供した後、一次的な利用者から提供を受けるなどして前記2(1)の基準に沿った仮名処理以上の処理が必要であると考えた者によって行われることが多いと考えられる。もっとも、情報管理機関が利用者に提供する前であっても、申出をする者が電子裁判書の内容及び前記2(1)の基準による仮名処理の対象となる情報を知っていれば、更に仮名処理を求める情報を特定して当該情報について追加的な処理を求めるなどといった方法により申出を行うことが可能である。そして、訴訟関係者の権利利益に配慮する観点からは、情報管理機関が利用者への提供を行う前に申出が行われた場合には、これを拒絶する積極的な理由はないと考えられる。このような場合には、情報管理機関において必要な措置を行った上で民事裁判情報を利用者に提供することが考えられる。

(3) 事後的な措置を行うために必要となる体制の整備等について

ウ また、本検討会においては、情報管理機関は、第一次的な処理の基準をあらかじめ公表するとともに、事後的な措置について、情報管理機関のウェブサイト上で申出ができるようにした上で、対応状況に関するデータを収集・蓄積することとすれば、運用の在り方の検討や監督に資するのではないかとの意見があった。

(参照条文)

- 民事裁判情報の活用の促進に関する法律案

(定義等)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一・二 (略)

三 仮名加工民事裁判情報 保有民事裁判情報に含まれる特定の個人(当該保有民事裁判情報に係る裁判をした裁判官その他この号に規定する措置を講じなくてもその権利利益を害するおそれが少ないと認められる者として法務省令で定める者を除く。以下この号及び第十三条において同じ。)の氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる情報及び個人識別符号(個人情報保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)第二条第二項に規定する個人識別符号をいう。以下この号において同じ。)の全部又は一部を削除する措置(当該情報及び個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の情報に置き換えることを含む。)を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように保有民事裁判情報を加工して得られる情報をいう。

四 (略)

2 (略)

(仮名加工民事裁判情報の作成等)

第十三条 指定法人は、仮名加工民事裁判情報を作成するときは、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないようにするために必要なものとして法務省令で定める基準に従い、保有民事裁判情報を加工しなければならない。